

関西学院同窓会東京支部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は関西学院同窓会東京支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部は事務所を東京都千代田区丸の内1丁目7-12 サピアタワー10階 学校法人関西学院東京丸の内キャンパスに置く。

(目的)

第3条 本支部は本会員とともにスクールモットーであるマスタリー・フォア・サービスの理念を社会で実践し、かつ会員相互の研鑽と親睦を計り、母校並びに同窓会本部と連携し、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の交流、啓発、親睦のための諸行事の開催
- (2) 会員相互の研修のための会合の開催
- (3) 会報の発行と広報活動
- (4) 会員名簿の整備
- (5) 関西学院東京丸の内キャンパスとの連携
- (6) 同窓会本部の役員等の推薦、推挙
- (7) 同窓会本部並びに支部、団体の諸行事への参加
- (8) その他、本支部の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(資格)

第5条 本支部は関西学院同窓会会員の中、次の者が会員となる資格を有する。

- (1) 東京都に在住又は在勤する者
- (2) 東京都近接県に在住又は在勤し、本支部に入会を希望する者

(経費負担)

第6条 会員は次の経費を負担する。

- (1) 支部年会費 活動費・事務所維持費・事業活動案内費・会報発行費・通信費等に充当
- (2) 事業参加費 事業実施経費に充当
- (3) 寄 付 有志の方の寄付

第3章 役員

(役員区分)

第7条 本支部に次の役員を置く。

| | |
|------|-----|
| 支部長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 副支部長 | 必要数 |
| 常任幹事 | 必要数 |
| 幹事 | 必要数 |
| 監事 | 2名 |

(役員選出)

第8条 役員は本支部会員の中から選出する。副支部長会により推薦され、任期中に欠員のある場合は副支部長会にて補充選任することができる。

支部長、事務局長、副支部長、並びに監事は、幹事の互選によって選出する。なお常任幹事、幹事は、副支部長会で選任、学年会・サークル会の代表幹事、副幹事は副支部長会で承認することができる。

(役員任務)

第9条 支部長は本支部を代表し、会務を統轄する。事務局長及び副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行するとともに会務を処理する。

常任幹事は各活動を担当する。

幹事は常任幹事を補佐する。

監事は財務及び支部運営を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とし、4月1日に始まり第3年度の3月31日をもって満了するものとする。再任は妨げない。

ただし、支部長並びに事務局長、副支部長はひきつづき6年を越えることはできない。

なお、幹事総会の要請がある場合はこの限りではない。

(役員報酬)

第11条 役員は無報酬とする。ただし本支部の目的達成のために費用を要する場合は実費支弁することができる。

(顧問・相談役)

第12条 副支部長会の決議を経て、本支部に顧問、相談役を置くことができる。

ただし、顧問の内、学院卒業後60年を経た者を名誉顧問と称する。

顧問及び名誉顧問は、役員を務め支部のために特に功績のあった者にして副支部長会の推挙する者。

相談役は支部に対し協賛、支援、指導などを行い支部活動に貢献する者にして支部長が

委嘱する。

ただし、任期はそれぞれ3年とし再任は妨げない。

第4章 役員会

(役員会の区分)

第13条 本支部の業務を円滑かつ合理的に推進するため、総会幹事総会、副支部長会を設ける。開催時の状況に鑑み、各役員会をオンライン形式で開催することがある。また決議手段として電磁的決議を行うこともできるものとする。

(幹事総会)

第14条 幹事総会は本支部の最高議決機関であり、全役員をもって構成し、支部長がこれを招集し議長となる。
幹事総会は当該年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、副支部長会で必要と認めたときは臨時に開催することができる。
幹事総会は構成員の2分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決する。ただし、規約の改訂については出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(幹事総会の審議事項)

第15条 幹事総会において審議決定すべき事項は次の通りとする。

- (1) 本支部運営のための基本方針
- (2) 規約の改訂
- (3) 決算の承認
- (4) 予算の議決
- (5) その他必要事項

(副支部長会)

第16条 副支部長会は、運用面で、決定責任者会と運営責任者会の二つの会にて構成する。決定責任者会は、支部長、事務局長、副支部長、監事、及び必要に応じて支部長付きをもって構成し、支部長がこれを招集して議長となる。
毎月一回開催する(但し、支部長の判断により、1月と8月の休会を認める。)ものとし、支部長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
議事は、支部長、事務局長および副支部長の3分の2以上の同意により決定する。
運営責任者会は、支部長、事務局長、副支部長、監事、常任幹事、幹事、及び必要に応じて支部長付きを支部長が招集し議長となる。
支部の発展の施策、提案やグループ間の情報の交流を目的として三ヶ月に一回開催するものとし、支部長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
議事は、参加者の2分の1以上の同意により決する。

(代表幹事会)

第17条 代表幹事会は活動分野に応じ、学年代表幹事会、サークル代表幹事会として運営され、必要に応じて担当副支部長および担当責任者により開催され、代表幹事及び副幹事がその運営を行う。なお代表幹事は1名、副幹事は2名以内とする

(学年会)

第18条 学年会は各学年の支部会員により構成され、副支部長会で承認するものとする。代表幹事及び副幹事がその運営を行う。なお、学年会へは当支部未加入の同窓生も参加できるものとするが、代表幹事、副幹事は支部会員に限る。
各学年会の代表幹事が出席する学年代表幹事会は、必要に応じて開催され各学年会の運営及び情報の交換を行い、支部活動に貢献する。

(サークル)

第19条 各サークルは支部会員の交流・親睦を目的とし副支部長会で承認された団体で、代表幹事及び副幹事がその運営を行う。
各サークルの代表幹事が出席するサークル代表幹事会は、必要に応じて開催され各サークルの運営及び情報の交換を行い、支部活動に貢献する。

(委員会)

第20条 支部長は本支部の事業遂行にあたり、副支部長会のもとに委員会を置くことができる。委嘱された委員長は会員の中から若干名の委員を選出することができる。委員会において決定した事項は委員長が副支部長会に報告するものとする。

第5章 会 計

(会計年度)

第21条 本支部の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

(経費)

第22条 本支部の経費は次の収入金をもって充てる。

- (1) 同窓会本部よりの交付金
- (2) 年会費 — 副支部長会で決定
- (3) 事業参加費
- (4) 寄付金
- (5) その他

(決算)

第23条 本支部の決算は毎会計年度の終了後、監事の意見を附し、定例幹事総会の議決を得なければならない。

本規約は2000年 4月 1日より実施する。

2019年 6月 13日改定

2021年 3月 25日改定

2022年 3月 20日改定

2022年 6月 13日改定

2024年 3月 18日改定

2025年 6月 1日改定